

事務所通信



令和7年9月号

山本修税理士事務所
株式会社 川島経営研究所

<http://www.kawa-kei.co.jp>

〒105-0014 東京都港区芝2-2-15 芝ヒロビル5F

TEL03(3456)4361 FAX03(5476)7255 Ex-Jinfo@kawa-kei.co.jp

最低賃金の引上げ

1. 地域別最低賃金

2025年度の地域別最低賃金の改定は全国全て増額となり、前年度より平均63円の増加となりました。(前年は51円の増加)最高額は東京都で63円増加の1,226円となりました。次いで神奈川県が63円増加し1,225円となりました。大阪府も63円増加して1,177円、愛知県も63円増加し1,140円となりました。

昨年最も低かった岩手県、高知県、宮崎県、熊本県、沖縄県のうち宮崎県を除く4県は64円を増加して1,016円となりました。宮崎県については71円増加の1,023円となりました。

これにより変更後は岩手県、高知県、熊本県、沖縄県の4県が横並びで最も低くなりました。改定額の全国加重平均額は1,118円(昨年度1,055円)でした。全国加重平均額63円の引上げ(昨年度は51円)は昨年度、一昨年度に続き、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額の増加です。最も高い東京都と岩手県他4県との金額の差は210円となりました。2025年10月以降に適用されます。

東京都で週8時間、月21日の労働だった場合は1,226円×21日×8時間で205,968円となります。

10年前の2016年の最低賃金は932円でした。過去10年間で294円上昇しましたが、そのうち過去4年の上昇幅が大きく(2019~2020年の改定はコロナ禍で据置)4年で185円と値上げの勢いが加速されております。月額に換算すると10年間で、約49,392円の上昇となりました。

他の関東地方の最低賃金は以下のようになりました。

最低賃金 単位:円

	2025年	2024年	増加額	発効予定日
東京都	1226	1163	63	10月3日
神奈川県	1225	1162	63	10月4日
埼玉県	1141	1078	63	11月1日
千葉県	1140	1076	64	10月3日
栃木県	1068	1004	64	10月1日
茨城県	1074	1005	69	10月12日
群馬県	1063	985	78	3月1日

注:群馬県の発効予定日は令和8年3月1日です。

2. 特定(産業別)最低賃金

あまり知られてはいませんが、地域別最低賃金の他に特定(産業別)最低賃金というものもあります。

「特定(産業別)最低賃金」は、特定の産業について設定されている最低賃金です。関係労使が基幹的労働者を対象として、「地域別最低賃金」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されており、全国で224件の最低賃金が定められています(令和6年12月末現在)。

働いている事業場の産業が「特定(産業別)最低賃金」の対象である場合は、「特定(産業別)最低賃金額」が適用されます。ただし、「地域別最低賃金額」が「特定(産業別)最低賃金額」を上回る場合は、「地域別最低賃金額」が適用されます。

地方では地域別最低賃金より特定(産業別)最低賃金の方が高く、こちらを踏まえたうえで高い方の賃金で決定します。東京都と神奈川県においては平成26年以降改正が全くなされておらず地域別最低賃金の方がはるかに高い状態になっております。

例として群馬県で特定（産業別）最低賃金の対象となる業種は下記のとおりです。

- ・製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業
1,067 円 (※) 効力発生日 R6.12.31
- ・はん用機械器具、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業
1,055 円(※) 効力発生日 R6.12.31
- ・計量器・測定器・分析機器他
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
1,056 円 (※) 効力発生日 R6.12.31
- ・各種商品小売業
874 円(※) 効力発生日 R2.12.31
(※)群馬県の令和6年10月1日時点の地域別最低賃金は985円であるため「地域別最低賃金額」ではなく「特定（産業別）最低賃金額」が適用されます。各種商品小売業については985円が適用されます。

社会保険料の見直し

令和7年度の税制改正において厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件が見直されました。

所得税では給与所得控除及び基礎控除の増加により扶養親族の範囲になれる給与収入が103万円から123万円まで壁が動きました。しかし社会保険の被扶養者（扶養に入ること）になるためにはこれまで年収130万円未満という条件がありました。

勤労学生控除の考え方があり、所得税については103万円から123万円に変わっただけでなく150万円の収入であれば63万円の特定扶養控除が受けられます。またそれを越えたとしても急に0円になるのではなく段階的に控除額が受けられるようになりました。

これにより所得税についてはだいぶ働ける枠が増えました。一方で社会保険については

130万円が変わらないことには結局労働時間を増やすことが出来ず止まっている状態でした。これを受け社会保険についても動きがありました。

令和7年10月1日以降はこれまでの年収130万円未満の条件から150万円未満に変わります。注意点としては大学生にあたる年齢19歳以上23歳未満の方のみが対象です。年齢の要件はその年の12月31日時点で判定をしますので大学生でも早生まれの方についてはこれまで通りの130万円未満となります。

配偶者扶養や高校生、23歳以上の方についてはこれまで通りの130万円での判定になります。

これにより年齢19歳以上23歳未満で社会保険についても親の扶養とされたい方についてはどちらも年収150万円未満であれば所得税でも社会保険料のどちらも扶養親族になることが出来るようになりました。

なお配偶者で配偶者控除を受けつつ社会保険料の扶養親族になりたい方は年収130万円未満となります。上記以外の年齢で所得税も社会保険も扶養親族となりたい場合の親族の年収は123万円未満となります。

なお扶養控除が年収103万円になったのは1995年からです。実に29年間据え置かれたままでした。当時の最低時給は全国平均で611円。東京都は650円でした。仮に当時の650円として扶養になるためには1,584時間以内、1か月132時間以内であれば扶養に入れる計算でした。2024年の最低時給全国平均は1,055円です。これを103万円以内にすると976時間となります。月平均で81時間になります。2025年現在東京の最低時給は1,226円になる予定ですから扶養になるためには仮に1,230円だとすると123万円だと1003時間となります。1か月だと83時間となります。150万円未満だと年間1,219時間となります。1か月だと101時間となります。

(芝事務所:山本 修)